

事務連絡  
令和3年7月27日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する  
サービス継続支援事業に係るQ & Aの送付について

平素より、障害者保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和3年4月13日障発 0413 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙において実施要綱を発出しております。

この間、当該実施要綱の内容について御照会のあった主な事項をQ & Aとして整理いたしましたので、御活用いただくとともに、事業の適切な運用に御協力をお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
福祉サービス係 菊池、林  
T E L : 03-5253-1111 (内線 : 3091)  
E-mail : fukusa@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等  
に対するサービス継続支援事業

Q & A (第1版)

厚生労働省障害保健福祉部

1 . 対象事業所	1 ~ 14
2 . 対象経費	15 ~ 31
3 . 自費検査	32 ~ 40
4 . コーディネート事業	41 ~ 43

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A (対象事業所)

No	質問	回答
1	実施要綱3(1)アに記載のある「職員に感染者が発生した」の「職員」は、常勤、非常勤を問わないか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、「職員」としてよいか。このほか、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	「職員」は、常勤や非常勤を問わず、また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません(ボランティアは除く)。 なお、利用者とは接する等の要件はありません。
2	実施要綱3(1)アに記載のある濃厚接触者について、保健所が濃厚接触者と判断した方をさすと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
3	実施要綱3(1)アの「濃厚接触者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があると考えてよいか。 また、施設・事業所として利用者が濃厚接触者であることを証明するために備えておくべきものはあるか。	お見込みのとおりです。 なお、濃厚接触者に対応したことが分かる客観的な資料(記録等)があると望ましいと考えます。
4	感染者の発生した施設に応援職員を派遣した場合に実施要綱3(2)の対象となるが、派遣先で応援職員が濃厚接触者に対応した場合、実施要綱3(1)アの対象施設にもなりうるか。	応援職員として派遣された施設・事業所で濃厚接触者に対応した場合は、実施要綱3(1)アの対象施設とはなりません。
5	同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱って良いか。また、障害者支援施設内で感染者や濃厚接触者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、生活介護、就労継続支援B型等の他のサービスについて、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や濃厚接触者が発生した事業所として考えてよいか。	差し支えありません。
6	感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も感染者が発生した事業所とみなされるか。	同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所としてみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。
7	実施要綱の3(1)アの対象となる事業所について、短期間のサービス提供をした場合(例えば実績として1回)であっても対象事業所の条件を満たす場合は、対象事業所として取り扱ってよいか。	差し支えありません。
8	実施要綱3(1)アに記載のある「(近隣自治体~に限る)」は具体的にどのような状況を指すのか。特に「感染者が発生している場合」というのは、陽性者が1人でも発生している場合でもよいか、陽性者の判明があってからどのくらいの期間までを指すのか。	「近隣自治体」については、地域における新型コロナウイルスの流行状況に応じて、市町村単位やそれよりも大きな範囲など、適宜自治体において判断して差し支えありません。また、「感染者が発生している場合」についてはお見込みのとおりですが、具体的な期間は定めておりません。当該地域で感染者が発生又は感染症が流行し、通常形態での通所サービスの提供が困難と考えられる場合は対象として差し支えありません。
9	実施要綱3(1)アに「感染の未然に代替措置をとった場合」とあるが、感染者が発生した場合には、の区分では対象とならず、の区分として対象となるという整理でよいか。	お見込みのとおりです。
10	別添1の助成額の算定欄において、「施設・事業所ごとに(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成できる」とある。例えば、生活介護事業所において、4月に感染者が発生し、実施要綱3(1)アに該当して基準単価の上限の助成を受け、9月に3(1)アに該当する訪問サービスを提供した場合は、9月時点では3(1)アに該当しないため、3(1)アに該当する事業所として改めて助成することができると考えてよいか。	お見込みのとおりです。 別添1の(1)の から まで、(1)の 及び(2)のそれぞれについて、その時点の事業所の状況に応じて原則として基準単価まで助成可能です。

11	共生型サービスの指定を受けている事業所において、例えば、職員が新型コロナウイルスに感染したり、障害福祉（介護保険）サービス又は共生型介護保険（共生型障害福祉）サービスのいずれかの利用者が感染した場合、障害の事業と介護の事業のどちらで申請可能なのか。二重申請とならなければ事業所の選択によりいずれかの事業を申請可能と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
12	共生型サービスの指定を受けている事業所の取扱いについて、対象経費に重複がなければ、障害分と介護分で各々基準単価の上限まで交付が可能と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
13	令和2年度に障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業を利用した施設・事業所であっても、令和3年度も対象施設・事業所の要件を満たしている場合は、令和3年度に要した対象経費について本事業の申請可能と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
14	保護施設等、障害福祉サービス以外の施設等に協力した施設・事業所は、実施要綱3（2）の対象に含まれるか。	対象外となります。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A (対象経費)

No	質問	回答
15	対象経費については、4月1日以降のものであれば、交付決定前に要した経費についても対象としてよいか。また、感染者の発生日が例えば令和2年度末でも対象経費の発生が令和3年4月1日以降であれば、対象としてよいか。	お見込みのとおりです。
16	応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。 派遣職員が派遣前、派遣後に行うPCR検査 派遣後PCR検査の結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代	対象外の経費となります。 「職員派遣に係る宿泊費」に該当するものとし、対象経費として差し支えありません。
17	実施要綱3(1) から に該当する施設・事業所の対象経費について、感染者の発生や濃厚接触者の対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費)は対象とならないと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
18	「緊急雇用にかかる費用」において、人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与は対象としてみなすことができるか。	対象経費として差し支えありません。
19	「施設・事業所の消毒、清掃費用」は、外部事業者への委託経費だけでなく、事業者が自社で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等は、対象経費となるか。	対象経費として差し支えありません。超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみることが可能です。
20	「利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用」や「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」について、リース費用という記載があることから購入の場合は対象経費とはならず、リース費用のみが対象となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
21	緊急雇用に係る費用について、人材派遣会社等を通じて臨時的に人員を確保した場合に、人材派遣会社との契約として2か月ないし3か月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。 このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として、対象となると考えて差し支えないか。	本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるが、やむを得ずご指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象として差し支えありません。ただし、不要な長期契約とならないよう都道府県において必要に応じて派遣会社等に契約状況等の確認をお願いします。
22	感染者が発生し休業している事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は対象経費として認められるか。	対象外の経費となります。
23	緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は対象経費になると考えてよいか。	事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。

24	訪問系サービス事業所（A事業所とする。）において、職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所（B事業所とする。）に対応してもらったこととした。 B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合、当該謝金は対象経費となるか。	A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は、対象外の経費となります。
25	「帰宅困難職員の宿泊費」には、「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。（職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定）	賃貸物件に係る経費については、帰宅困難期間に限定して契約する等、都道府県が利用状況を確認できるのであれば、当該期間の経費については、対象経費として差し支えありません。なお、帰宅困難期間外の宿泊分については、対象経費として認められません。
26	申請時点で購入予定の物品は対象経費として認められるか。	対象経費に該当する物品であって、令和3年度中に購入予定のものであれば差し支えありません。
27	感染者が発生した事業所（A事業所）に同一法人の別事業所（B事業所）の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所（B事業所）の対象経費として認められるか。	B事業所は、実施要綱3（2）に該当する事業所であることから、派遣により発生した割増賃金は対象経費となります。
28	「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつ、その後も不足がない場合は対象外となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
29	自治体において雇用する会計年度任用職員など事務的経費は、対象とはならないか。	対象外の経費となります。
30	施設・事業所における感染者の発生等に対応するため、自治体が負担する衛生用品の購入費や施設設備の借上料等は、対象とはならないか。	対象外の経費となります。
31	実施要綱別添1に記載している対象経費のうち、「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」は、通所系事業所における代替サービス提供を想定しているのか。	お見込みのとおりです。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A (自費検査)

No	質問	回答
32	実施要綱別添2の2(2)に「濃厚接触者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは、住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すのか、それとも実態としての同居を指すのか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会がない場合などは含まれません。
33	実施要綱別添2の2(2)に「感染者」とあるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。	感染者については、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自主検査含む。)により陽性となった方を指します。
34	実施要綱別添2の2(2)に「～又は感染拡大地域における」と記載があるが、「感染拡大地域」とは具体的にどの程度の範囲で、誰がいつ定めるものを想定しているのか。	「感染拡大地域」とは、具体的な定義はありませんが、例えば、同一又は隣接市町村内などにおける新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、自治体において判断して差し支えありません。
35	自費検査の費用とは、例えば、PCR検査キットや抗原検査キットの購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるのか。また、別添2の要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象とならないと考えて良いか。	PCR検査キットや抗原検査キットを購入して自費検査を行う場合の購入経費も対象に含まれます。なお、別添2の要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象外となります。
36	感染者が発生した施設において、当該施設の職員又は利用者の一部を行政検査ではなく本事業を利用して検査を行うことは可能か。	通常行政検査の対象となるような場合については対象外となります。
37	自費検査費用について、実施要綱別添2の2(4)ウにおいて、「感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。」とあるが、要件に該当した上で自費検査を行った結果、陽性者が確認された場合、この陽性者が確認されるまでに実施した自費検査の費用が対象となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
38	障害者支援施設が自費検査を実施する場合、当該施設が実施する日中活動のみで勤務する職員や当該施設が実施する日中活動に通所する利用者に対する自費検査の費用も対象となるか。	職員は対象となりますが、通所のみ利用している利用者は対象外となります。 なお、基準単価については、施設入所支援の基準単価を用いてください。
39	感染者は発生していないが、職員と同居する者が濃厚接触者となった場合、他の要件も満たしていれば自費検査の費用は対象経費になると思うが、その際、同居する職員の検査費用のみが対象となるのか、その職員と一緒に勤務していた職員など、施設が検査が必要と判断した者の検査費用についても対象となるか。	施設において検査が必要とされる者であれば、それらの自費検査の費用については、対象として差し支えありません。
40	感染者が発生した施設・事業所に応援職員を派遣した施設・事業所において、当該応援職員が派遣元へ復帰する際、任意で当該応援職員に対してPCR検査を行う場合の検査費用は対象となるか。	応援職員が自施設・事業所に戻る場合に、施設・事業所として当該職員が感染の疑いがあるものとして自費で検査する場合について、実施要綱別添2の2(1)並びに(2)及びに該当する場合は、当該自費検査の費用を対象として差し支えありません。 なお、その場合、当該自費検査に要する経費の基準単価は、実施要綱別添1の(1)に規定する単価を用いてください。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A (コーディネート等支援事業)

No	質問	回答
41	実施要綱3(3)「緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業」において、協力施設・事業所に研修を実施するに当たり、感染対策のノウハウがある法人に委託することは可能か。	差し支えありません。
42	「緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業」の対象経費について、委託先団体が派遣に当たり加入する傷害保険料、派遣職員用のPCR検査キット購入経費は含まれるか。	対象外の経費となります。
43	コーディネート等支援事業の基準額600万円は、600万円に2/3をかけた金額が国庫補助額になるか。 また、内示は事業全体でなされているが、基準額を超えてコーディネート等支援事業を実施することは可能か。	前段についてはお見込みのとおりです。 コーディネート等支援事業は実施要綱で基準額を定めているため、基準額である600万円までが対象経費となります。